



令和6年度 甲賀市 結婚新生活支援補助金

経済的な理由などにより、結婚に不安を抱える方に対して
新婚世帯の住居費・引越し費用等を支援します

対象となる世帯

【今年度初めて申請される世帯】 ※①～④すべてを満たす必要があります。

- ①年齢 婚姻日において夫婦ともに39歳以下
- ②婚姻日 令和6年1月1日～令和7年3月31日
- ③所得 夫婦の合計所得が500万円未満
※ 奨学金を返済している場合は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除
※ 所得500万円の目安：年収約670万円前後
- ④その他
 - ・市税（甲賀市民税・固定資産税・軽自動車税）の滞納がないこと
 - ・過去に当補助金（他市町村含む）の受給歴がないこと
 - ・申請日から1年以上甲賀市に定住する意思があること
 - ・夫婦双方の住民票の住所が申請に係る物件の所在地となっていること

【前年度に引き続き申請される世帯】 ※①～⑤すべてを満たす必要があります。

- ①前年度において、資格認定申請を受けていること
- ②前年度において、上限30万円を受給されていないこと
- ③資格認定申請時から、引越しをしていないこと
- ④市税（甲賀市民税・固定資産税・軽自動車税）の滞納がないこと
- ⑤交付申請日から1年以上甲賀市に定住する意思があること

対象となる費用（①～③合わせて最大30万円）

【婚姻に伴う住居費】

- ①新居の購入費
- ②新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
※ 賃借又は引越しする際に要した費用について、勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては住宅手当分に相当する額、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象部分、その他の公的制度による補助等がある場合にあっては当該支援対象部分に相当する額を差し引きます

【婚姻に伴う新居への引越し費用】

- ③引越し業者や運搬業者に支払った費用

裏面もご覧ください▶

申請に必要な書類

【資格認定申請時】 ※1～3は必須

1. 住民票
2. 婚姻届受理証明書
3. 所得証明書
4. 貸与型奨学金の返済額が分かる書類
(奨学金返済中の場合)

【交付申請時】 ※1、2は必須

1. キャッシュカードや通帳などの口座情報が分かるものの写し
2. 資格認定通知書の写し
3. 物件の売買契約書及び領収書の写し
(物件購入の場合)
4. 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し
(物件賃貸の場合)
5. 住宅手当支給証明書(様式第2号)
(物件賃貸の場合)
6. 引っ越しに係る領収書の写し
(引っ越しの場合)
7. 離職票又は退職証明書等(離職した場合)

申請期間

※ 予算には限りがあるため、申請期間中に受付を打ち切る可能性があります。

【資格認定申請】

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(日)

【交付申請】

令和6年4月1日(月)～令和7年3月7日(金)

交付までの流れ



※ 前年度に引き続き申請される世帯は交付申請から行ってください。(資格認定申請は不要)

※ 交付申請は年度内に一度のみ可能です。

※ お支払いされた費用に対して補助を行うものです。

問い合わせ先

甲賀市政策推進課(市庁舎3階) ☎0748-69-2106 ✉koka10041000@city.koka.lg.jp

申請は直接窓口にお越しください!

検索

甲賀市 結婚新生活支援補助金